パブリックコメント実施結果
■意見募集期間　令和２年１月１４日から令和２年２月１３日まで
■意見提出者　１５人
■提出意見数　６６件

意見番号	意見書番号	項目	意見の内容	市の考え方
1	1	全般	あらゆる方面に目配せをしてとなると、ある種このような平均点っぽい計画になるのも止むを得ないかもしれないが、もう少し意識的に時代性とか、社会環境を踏まえたメリハリのある計画にしてもよかったのではないか？ 具体的に言えば、3点。①子どもの命、安全を守る。②子どもに格差を持ち込まない。③あらゆる障がいのある子も人間性を尊重され、喜びをもって生きられるような環境を作る。 を、特に重点課題として取り上げ、覚悟をもって人、モノ、金を注入してほしい。 ①は虐待、いじめ対策はもちろんだが、災害の強大化、事故による犠牲の多発を考えれば、通学路の一斉点検と整備、エアコン設置など学校施設の整備促進を図ること等が急務ではないか。虐待、いじめ対策においては「各方面との連絡強化」ももちろん大事ではあるが、人的な裏打ちが強く求められるのではないか。 ②は、格差の拡大・定着という社会構造を反映した施策の必要性を思い描いている。いまや子どもの7人に一人が貧困とのデータがある。また貧困や家庭教育への影響が懸念されやすいひとり親家庭の増加もある。経済面、学習面、日常的ケアなどあらゆる面で、子どもが親世代の格差を引きずらなくてもよい社会、格差の階級化を阻んでいくような施策を覚悟をもって打ち出してもらいたい。 ③は、障がい児対策である。やまゆり園事件の公判が始まり、改めて障がい者への向き合い方が問われているが、例えばインクルーシブ教育の検討・実施など、ここでも人的、あるいは体制的なフォローを厚くして、熟慮・熟議の上、積極的な対応を計画してもいいのではないか。	本計画（案）は、子ども・子育て支援法の規定に基づき令和２年度から令和６年度までの５年間の計画となります。各施策の展開にあたっては、子ども・子育て支援を取り巻く情勢を鑑み、各担当課と連携して、優先度の高い事業から取り組んでいきます。 なお、本市は「日進市未来をつくる子ども条例」を制定しており、条例の主旨に基づいた計画でもあります。
2	1	多様で質の高い保育園サービス等の充実	幸いなことに日進市は子どもの数が増えているという。一方いわゆる共働きもますます増大している。保育園の拡充は誰の目で見ても明らかであるが、日進市の過去数年は市立保育園の増設はない。もちろん私立が悪いというわけではないが、保育料の問題もあるだろうし、あるべき保育園の在り方を担保するためにも市立保育園の新設は必要なのではないか？	第4章施策の展開の中で、保育ニーズに対応する供給体制の拡大を目標として掲げています。ご意見は、供給体制の拡大に向けて検討する際の参考意見とさせていただきます。
3	1	多様で質の高い保育園サービス等の充実	また保育士の待遇改善も取り組むべき課題ではないか？研修・啓発だけではおのずと限界がある。男性保育士も含め、長期間従事するにふさわしい処遇でやりがい、仕事への誇りを醸成してもらうという方向もぜひ考慮に入れてほしい。	保育の受け入れを拡大するにあたり、保育士を確保するとともに、質の向上に努めることを記載しています。保育士の処遇改善等につきましても、国の動向を踏まえつつ検討していくこととなります。
4	1	地域における子育て支援サービスの充実	「子育て中の親子が自由に時間を過ごせる」場として、道の駅を滑り込ませているが、道の駅計画で構想されている公園は、たかだか街区公園にしか当たらない。「住まいの近くにあって歩いて遊びに行く公園」としての性格しか持ちえない。それをわざわざ車でいくような場所に設けて、自由に時間を過ごしてくださいという感覚が理解できない。 計画推進の大義名分がいまだに理解しづらく、市民レベルの議論も進んでいなく、現時点での賛否も拮抗していそうな道の駅計画を、ここに忍び込ませるのはいかがであろうか？ 姑息とのそしりも免れないのではないか？	道の駅整備事業は、平成28年3月の「日進市人口ビジョン・総合戦略」に位置付けられた施策であり、実現に向けて事業を推進しているものです。 また、子育て支援については、「日進市道の駅基本計画」において、重点的に取り組むべき地域課題として方向性が示されており、本計画（案）においても掲載したものです。

5	2	地域における子育て支援サービスの充実	道の駅の中に子育て支援施設を作るよりも、車の無い家庭でも利用しやすい駅近く（赤池駅付近）に支援施設が１つ必要だと思う。	道の駅整備事業は、平成28年3月の「日進市人口ビジョン・総合戦略」に位置付けられた施策であり、実現に向けて検討を進めているものです。 また、子育て支援施設の設置は、国の重点道の駅に指定された際の、主要な要件となっていますので、本計画（案）においても掲載をしたものです。 なお、道の駅にはくるりんばすの乗り入れも想定していますので、車のない方でも利用できるものと考えています。
6	2	安心な妊娠・出産への支援	２月29日公開の「ママ をやめてもいいですか？」という映画が2020年6月1日から自主上映会を開催できる様なので、なにかのイベントでの上映会の作品を決める中の一つとして検討して欲しい。	当意見は本計画（案）に対する直接的な意見ではありませんので、参考意見として伺います。
7	3	小学生の放課後の居場所づくりの充実	東学区学童保育所の受け入れ態勢を充実させてください。6年前三本木クラブ（仮設）を立ち上げた時と同じ状況になってます。 マンションもたくさんたってきて人が増えるのは目に見えてます。 そして働いているお母さん達が現在多いと思います。 1年生や低学年は学童保育所に安心して預けたいです！！早急に対応してください。	放課後児童健全育成事業のニーズ量については、令和２年度の申込み状況を鑑み、ニーズ量及び提供量の見直しを行うこととします。 なお、当意見は、今後の放課後児童健全育成事業の展開における参考意見として伺います。
8	4	小学生の放課後の居場所づくりの充実	民間が公設との差別化で充実したサービスがあり人気なのは判るが、本来なら『公設で救済できない勤務状況(18時以降お迎えや土曜日保育)の方』を民間に優先して入れさせるべきではないか。その上で空いた枠があれば、広く募集する方法に変えるべきだと思う。	当意見は本計画（案）に対する直接的な意見ではありませんので、参考意見とさせていただきます。
9	4	小学生の放課後の居場所づくりの充実	目標には、『放課後こども総合プランに基づき、～放課後児童クラブ及び放課後こども教室の実施に取り組みます。なお待機児童対策については、～民間業者の参入を図る～』とあります。 この文にある、『待機児童』は何の待機でしょうか？文面からですと、『公設申し込み後、待機となったら民間に』と読み解けるため『公設への待機児童』となります。 が実際には、『待機児童』とは民間(リベラス)へ入れなかった児童です。なぜなら、現在の申し込みは、『民間の申し込み→結果→公設申し込み』の順だからです。 この矛盾はご理解でしょうか？この申し込み方法(順序)について、見直すべきではないか。	ここでの「待機児童」とは、公設及び民間を問わず、就労等で留守家庭となる児童の預け先がない児童を指しています。 なお、ご指摘の点につきましては、前段部に「放課後子ども総合プラン」だけでなく「民間児童クラブの支援」についても触れることで、文脈が分かりやすくなるよう修正します。
10	4	小学生の放課後の居場所づくりの充実	東小学校区では、現実的に通える施設が、1業者(リベラス)のみしかない。 さらに令和2年度の新規受け入れは数名のみであった。保育園の延長利用者数のデータもあるようなので、鑑みれば足りないことは初めから解ることではないか。	放課後児童健全育成事業のニーズ量については、令和２年度の申込み状況を鑑み、ニーズ量及び提供量の見直しを行うこととします。
11	4	小学生の放課後の居場所づくりの充実	94～98ページにある表だが、ニーズ量が学年が上がる度に減るのは何故か。高学年以降が減少するのは理解するが、1年生～3年生について徐々に減らしていくのは、提供量ありきの算出としか思えないため見直していただきたい。 (93ページで、『今後の方向性として公設民間共に必要に応じた拡大』とあるので、上記表の過不足欄に不足があってもよいのではないか。)	放課後児童健全育成事業のニーズ量については、昨年度に実施しましたニーズ調査結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に従って算出した数値に、本市のこれまでの実績を加味して算出した数値になります。

12	5	全般	平成29 年度の見直しの際のパブリックコメントで「子ども・若者育成支援推進法」にかかわる施策については第二期計画策定の際、検討すると市の考え方が示された。本計画案には、この法にかかわる施策の記述が見当たらない。このことについてどのように検討されたのか。	第4章施策の展開の議論のなかで、「子ども・若者育成支援促進法」にかかる施策についても検討をしています。 ただし、本計画（案）は子育て支援に特化したものであるため、「子ども・若者育成支援促進法」に直接的には触れておりません。
13	5	地域における子育て支援サービスの充実	道の駅を4 つ目の子育て支援拠点に位置づけようとする方向性が読み取れる。 600～700 メートルの場所に子育て支援拠点がすでにあるにもかかわらず、この場所にさらに必要な理由はなにか。子育て支援拠点のない西部地区に設置すべきではないか。特に赤池地区は子育て世帯も多い。	本計画の第５章子ども・子育て支援事業の展開の中で、子育て支援拠点の実施箇所数は、計画期間中は３施設としています。 なお、ご意見部分については、参考意見として伺います。
14	5	施策の体系図	「子」ではなく「子ども」、「親と共に」の記述はないほうがよい。 「促す」より「育む」、「子どもの育ちと学びを育むまちづくり」ではどうか。 親がいない、親による養育が不適切な環境にある子どもにも育ちと学びを保障することを含めた表現に変える。	基本目標４のタイトルは、子どもだけでなくその親と共に学び合う事が重要という主旨から、子ども施策推進委員会で議論の末、決定したものとなります。 また、意見のありました親がいない、親の養育が不適切な環境である子どもへの支援については、主に基本目標５に位置付けています。
15	5	子どもの権利を尊重する地域社会の形成	日進市未来をつくる子ども条例は、本計画のすべての事業の根幹である。 個別目標に収めるのではなく、冒頭に本計画の理念として記載する必要がある。	ご意見のとおり、日進市未来をつくる子ども条例は、本計画（案）の根幹となっており、それを表現するものとして第１章の「計画の位置づけ」のところで本計画（案）を取り巻く体系図を掲載しています。 なお、個別目標の中では、条例の周知に向けた方策を定義しているものになります。
16	5	教育の機会の均等	本制度の本来の目的が、高校修学の経済的支援であるならば「有用な人材の育成に寄与するため」の記述はないほうがよい。教育の機会均等と有用な人材の育成とは趣旨が異なる。	本制度の主旨をふまえた内容を掲載しています。
17	5	健やかな成育環境の整備	家庭教育支援ではなく家庭支援ではないのか。	ご指摘のとおり修正します。
18	5	子どもの権利を尊重する地域社会の形成	小中学校での未来をつくる子ども条例の周知に関する事業を立てる必要がある。 日進市議会 平成 30 年 12 月定例会（第４回）では、議員の質問に対し教育長が、「日進市未来をつくる子ども条例は、より充実をした教育環境整備を進める教育委員会として本当に重要な柱であると思っています。」と答弁。 教育部長が、権利擁護委員による権利学習や教員向け研修について、「子育て支援課と日進市未来をつくる子ども条例にかかわる情報の共有に努めてまいりたいと考えております。」と答弁。 教員はもとより、子どもたち自身が子ども条例を知ることが大切	基本目標４に施策を位置付けています。
19	6	小学生の放課後の居場所づくりの充実	令和三年度に東小学区での学童保育を希望していますが、来年度に多くの待機児童が出ていると聞きました。学童保育に入ることが出来ない場合、多くの母親は退職せざるを得ない状況にあります。事業計画では今後、小学生の人口は増加する見込みであり、共働きの世帯も増加していることから早急に学童の増設を希望します。	当意見は本計画（案）に対する直接的な意見ではなく、施策の展開の検討にあたってのご意見となりますので、参考意見として伺います。
20	6	男性の子育て参加の促進と育児中の親の社会参加の支援	現在の病児保育施設はおりど病院の1カ所しかないため、預けたい時にベッドが満床になっていることが多々あります。預けられても病児保育の開始が8時半からのため仕事の遅刻は避けられません。 子どもの多い日進市でこの現状は少し遅れている印象です。早急な対応をよろしくお願いします。	当意見は本計画（案）に対する直接的な意見ではなく、施策の展開の検討にあたってのご意見となりますので、参考意見として伺います。

21	7	小学生の放課後の居場所づくりの充実	民間学童リベラスへの実態調査を早急に行い、改善策を示してください。 学童の入所要件では保護者が就労等で留守にしている家庭が挙げられており、これは入所時だけでなく入所後も必要な要件です。 しかしながら、入所時には仕事をしていたが退職した人、育児休業中で保護者が家にいる方も退所手続きをしていない家庭が複数存在しております。そのような家庭はリベラスではなく放課後教室に移るべきです。 共働き家庭が増え新規入所できず待機が発生しているのに、そのような家庭が退所しないのは違反ではないでしょうか？ リベラス始め民間学童は市から補助金の交付を受けて運営している以上、規則に違反する家庭を退所させる義務があります。 リベラスにその件を問い合わせても、育休中や退職した家庭に退所をお願いすることはありませんと公然と言われてしまった以上、 市が日進市放課後児童健全育成事業者の運営等に関する規則第15条に基づき調査してそういった家庭 の退所手続きを行なってください。	当意見は本計画（案）に対する直接的な意見ではありませんので、参考意見として伺います。
22	7	小学生の放課後の居場所づくりの充実	児童クラブの運営時間が18時ではフルタイムの家庭は送迎できない。30分でも良いので時間を伸ばしていただきたいです。	当意見は本計画（案）に対する直接的な意見ではなく、施策の展開の検討にあたってのご意見となりますので、参考意見として伺います。
22	8	地域における子育て支援サービスの充実	この計画の中に、『道の駅での子育て支援』ということがありました。 わたしは、道の駅での子育て支援には反対です。 子育てはどんなところで行いたいか… 子育て支援に求めるものは何か… 子育て中の家族の求めるものは、単なる遊び場ではなく、情報交換のできる場、 相談できる人がいる場ではないでしょうか。 家の近くにある安全安心な場所。そこに、子どもと家族が集い、心配事があれば相談できる。相談にのってくれるのは、経験のある先輩たち。 道の駅のような、一般の人が誰でも出入りできるような場所は、安全安心な場とは、到底言えないと思います。 また、子育て支援は、営利を目的とした指定管理者ではなく、市が直接行うほうが やはり安心できるし、市にはその責任があると思います。 保健センター、福祉会館、保育園、公園など、地域で、地域の人に見守られながら、 親も子も 個でなく、みんなで子育てをする、育ち合う。 本当に必要なことは、安全安心な場所と安全安心な人。 道の駅での子育ては、事故の危険もあり、不適当だと思います。	道の駅整備事業は、平成28年3月の「日進市人口ビジョン・総合戦略」に位置付けられた施策であり、実現に向けて事業を推進しているものです。 また、子育て支援については、「日進市道の駅基本計画」において、重点的に取り組むべき地域課題として方向性が示されており、本計画（案）においても掲載したものです。 なお、ご意見部分については、参考意見として伺います。
23	9	小学生の放課後の居場所づくりの充実	放課後児童健全育成事業のニーズ量について、供給数が不足していることを隠すために無理やり需要の数値を低く見積もられているように感じます。しっかりとした需要数を把握、公開し、それに合わせた供給を整備してほしいです。	放課後児童健全育成事業のニーズ量については、昨年度に実施しましたニーズ調査結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に従って算出した数値に、本市のこれまでの実績を加味して算出した数値になります。 なお、放課後児童健全育成事業のニーズ量について、令和２年度の申込み状況を鑑み、ニーズ量及び提供量の見直しを行うこととします。

24	9	小学生の放課後の居場所づくりの充実	令和２年度東小学校区では、学童の待機数が１８名いるが、市の示した数値では令和２年度需給が合致していることになっています。最初の年度から数値見込みが誤っているので見直しを行い、調査に基づいた数値に修正し需要を把握したうえで、東小学校区での受け皿となる児童クラブ、民間学童の早期新設を行ってほしいです。	放課後児童健全育成事業のニーズ量について、令和２年度の申込み状況を鑑み、ニーズ量及び提供量の見直しを行うこととします。 なお、受け皿についてのご意見は、参考意見として伺います。
25	9	小学生の放課後の居場所づくりの充実	令和２年度に東小学校区から相野山小学校区の民間学童に通う世帯への支援等について、子どもたちのバスでの移動について安全確保に努めていただきたい。 また、令和２年度中に学童を新設していただきたい。なお、学童が新設されたら、相野山の学童に通う世帯、及び令和２年度に学童の待機となった世帯を優先的に入所させていただきたi。	当意見は本計画（案）に対する直接的な意見ではありませんので、参考意見として伺います。
26	10	小学生の放課後の居場所づくりの充実	子ども人口の推計を見ると、６～１１歳が令和２年から令和６年で４７９人増えるとなっています。区画整理をした米野木台や赤池箕ノ手地区に子どもが増えると考えられます。その地域の子どもが放課後行く場所に困らない対応をしてください。	ご意見の区画整理等を踏まえたニーズ量・供給量として計画しています。
27	10	小学生の放課後の居場所づくりの充実	東小学区の放課後児童健全育成事業ニーズ量は、令和２年度の時点で待機児童が２０人近く出ていると聞いています。修正が必要です。	放課後児童健全育成事業のニーズ量について、令和２年度の申込み状況を鑑み、ニーズ量及び提供量の見直しを行うこととします。
28	10	小学生の放課後の居場所づくりの充実	東小学区の民間児童クラブ施設数は、令和６年まで２施設の予定と書かれています。これでは待機児童がたくさん出てしまいます。希望者が入れるように民間児童クラブを新設する早急な対応をしてください。	今後の需要に対応できる計画として定めています。
29	10	多様で質の高い保育園サービス等の充実	延長保育について。近年はフルタイムで働く親が増えています。西部保育園、南部保育園は住宅地にあり、夜７時まで開園の需要が高いと思います。民間まかせにせず、公立保育園で延長保育できる園を増やしてください。	今後の需要予測を踏まえ、実施園を拡大する計画となっています。
30	10	多様で質の高い保育園サービス等の充実	休日・夜間保育について。共働き親の増加、働き方の多様化で需要が増えていると考えられます。ニーズに合わせた拡充をしてください。	今後の需要予測を踏まえた目標としています。
31	10	多様で質の高い保育園サービス等の充実	土曜保育について記載がありません。現在の利用状況と今後のニーズ量、目標を記載してください。現在、米野木台西保育園以外の公立保育園は午後２時までしか開園していません。それ以降の利用が必要な場合は、米野木台西保育園に１日預けることになります。非常に利用しづらく、慣れない園に子どもが行きたがらないという話も聞きます。夜まで開園する公立保育園を増やしてください。	土曜保育については、施策の展開の「休日・夜間保育」に含まれています。
32	10	幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保の状況	保育の量の今後の方向性について。保育園に通わせたい親の希望は、０～５歳まで通して通える、園庭が整備されている、保育の質が保たれている、安心して預けられる園です。小規模保育園の拡充に頼るのは問題です。 また、米野木台地域など、加点をしても小規模保育園が誘致できない場合は、市が責任を持って保育園を整備してください。 日進市の保育園は２００人定員など大きすぎます。既存園の定員拡大をこれ以上しないでください。 ３号認定の保育ニーズが令和２年度１１０６人（令和６年度１２４７人）、幼稚園／保育園／認定こども園の供給量が８３１人（令和６年度８６０人）。差２７５人（令和６年度２８７人）に対し市が責任を持つには、新しい保育園建設が必要です。早急な整備計画を作ってください。	令和６年度の需要予測に対応する計画となっており、計画に基づく事業を進めていく予定としています。

33	10	多様で質の高い保育園サービス等の充実	今後の保育ニーズに対応するには、保育士の確保が必須です。市として公立保育園の建設と正規職員を増やす計画を立て明記してください。	保育の受け入れ拡大するにあたり、保育士を確保するとともに、質の向上に努めることを、記載しています。 なお、市職員数等については、別に定められており、本計画（案）に記載する事項ではないと考えています。
34	10	充実した学校生活を実現するための環境整備	学校給食について。地元の食材を使った給食を提供してください。地産地消費を増やしてください。知り合いの地元農家さんが給食用に出荷しています。子どもたちに地元の安全な野菜を食べてもらいたいけれど、価格が安すぎて続けられないと言っています。東郷町の方が公費が多いとも言っていました。東郷町並みの公費を出してください。	学校給食では、可能な範囲で地産地消に取り組んでおり、その旨を記載しています。
35	10	ひとり親家庭への支援	日進市遺児手当について。２０２０年度から、５年間で支援打ち切り、所得制限も導入されます。せっかく良い制度だったのに、削減だけは他市町にならってと早急に削る市の姿勢がとても残念です。以前のように子が１８歳になるまで継続して支援をしてください。	当意見は本計画（案）に対する直接的な意見ではありませんので、参考意見として伺います。
36	11	総合的な子どもの放課後対策の推進	母親の小学校期における就労状況をみるとフルタイム（休業中を含む）が全体に占める割合は57.5%を占めており、その中で放課後児童クラブ、民間学童を希望する割合は４割近く、高学年でも３割近くいます。 令和２年度小学校に入学中の子どもは約6,100人、今後ますます増加していくことが予想されます。市内全域の小学生6,100人中、放課後児童クラブ、民間学童を希望する保護者は、2,440人（低学年）、高学年では1,830人くらいいるものと思われます。 しかしながら、市が示す令和２年度からの放課後児童健全育成事業におけるニーズ数は961人と3分の１までに下げられており、供給数が不足していることを隠すために無理やり需要の数値を低く見積もられているように感じます。しっかりとした需要数を把握、公開し、それに合わせた供給を整備してほしいです。	放課後児童健全育成事業のニーズ量については、昨年度に実施しましたニーズ調査結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に従って算出した数値に、本市のこれまでの実績を加味して算出した数値になります。 なお、放課後児童健全育成事業のニーズ量について、令和２年度の申込み状況を鑑み、ニーズ量及び提供量の見直しを行うこととします。
37	11	総合的な子どもの放課後対策の推進	令和２年度東小学校では、学童の待機数が１８名いるが、市の示した数値では令和２年度需給が合致していることになっています。最初の年度から数値見込みが誤っているので見直しを行い、東小学校区での児童クラブ、民間学童の早期新設を行ってほしいです。 なお、先の市役所のデータに基づくと、東小学校生徒数600人の約４割が学童等をきぼうしているとなると240人分の受け皿が最低限必要と思われます。ところが、令和２年度の需要数は93人と半分以下に需要の数が抑えられています。これはどういった根拠に基づく需要なのでしょうか教えていただきたいです。 また、東小学校の例をみると、小学校１年のときの需要が28人おり、進級していくと小学４年生には１２人にまで数値が下げられています。これは供給の数と無理やり合わせるため操作が行われているものと思います。データに基づくと、高学年でも３割が学童等を利用したいとの希望があるのに調査を無視した数値となっています。よって、調査に基づいた数値に修正し需要を把握したうえで、東小学校区におめる受け皿を整備してほしいです。	放課後児童健全育成事業のニーズ量については、昨年度に実施しましたニーズ調査結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に従って算出した数値に、本市のこれまでの実績を加味して算出した数値になります。 なお、放課後児童健全育成事業のニーズ量について、令和２年度の申込み状況を鑑み、ニーズ量及び提供量の見直しを行うこととします。

38	11	総合的な子どもの放課後対策の推進	令和２年度東小学校の民間学童申し込みに対し待機者が数多く発生したことにより、東小学校の学童新設までの措置として相野山学区の民間学童に通う案が提案されました。 学校からはバスを利用して移動することから、市役所、学校、民間学童が連携して道中の子どもたちの安全確保に努めていただきたいです。 長期休業中学童では保護者が送迎しますが、学区が異なり負担が大きいです。子供にとってもバスを利用していくので安全面で不安があります。よって令和２年度中に学童を新設していただきたいです。 また、東小学校の学童を新設されたら、相野山の民間学童に通う世帯、及び今回東小学校の民間学童に申し込んだが待機となってしまった世帯を優先的に入所させていただきたいです。	当意見は本計画（案）に対する直接的な意見ではありませんので、参考意見として伺います。 なお、放課後児童健全育成事業のニーズ量について、令和２年度の申込み状況を鑑み、ニーズ量及び提供量の見直しを行うこととします。
39	12	全般	平成30年度実績と令和6年度目標が同じ「実施」では、計画として不十分だと思います。可能な限り数値化してください。	平成30年度実績と令和6年度目標の表記については、本計画（案）を議論した子ども施策推進委員会において、必ずしも数値的目標が適切でない事業などは「実施」と掲載することとしています。
40	12	全般	【男女プラン掲載事業】と度々出てきますが、※をつけ、欄外に「日進市男女平等推進プラン」と正式な計画名がわかるようにしてください。	ご指摘の点については、わかりやすく掲載するよう修正します。
41	12	地域における子育て支援サービスの充実	現在、相野山福祉会館でだけ実施されている0歳児親子の交流の場となっている「ひよっこひろば」のような事業を、他の福祉会館でも実施するよう計画に明記して欲しいです。「児童館親子教室」は参加する親子が減っている会館もあり、ニーズが高いのは０歳児の親子教室です。ニーズに合った計画にしてください。	当意見は本計画（案）に対する直接的な意見ではなく、施策の展開の検討にあたってのご意見となりますので、参考意見として伺います。
42	12	充実した学校生活を実現するための環境整備	令和２年度の新規事業で、特別支援教育指導員を配置することが当初予算の概要に出ています。このことが、（素案12/17の５９ページに）書かれていないのはおかしいと思います。明記してください。	パブリックコメント実施までには、追加が間に合いませんでしたので、本計画（案）に追記します。
43	12	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の状況	令和5年度のニーズ量が前年度より1507人増加しているが、令和元年度第3回子ども施策推進委員会において、この伸びは道の駅開設によるものとのことであった。しかし、道の駅利用者は市内在住者とは限らず、また、相談業務や助言等を実際に行うのかがはっきりしていない現段階では、軽々しくこれだけの人数の増加を書き込むことは適当ではないと考えます。	地域子育て支援拠点事業のニーズ量については、昨年度に実施しましたニーズ調査結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に従って算出した数値に、本市のこれまでの実績を加味して算出した数値になります。
44	13	全般	3P（計画策定の背景と趣旨）本市に住む子どもやその 家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指すとともに・・・の前に「未来をつくる子ども条例制定自治体として」を入れていただきたいと思います。第3章の「計画の基本的な考え方」に含まれているのは当然として、この部分にも明確に表示することで計画に対する本市の基本姿勢を示すことになると考えます。	ご意見のとおり、日進市未来をつくる子ども条例は、本計画（案）の根幹となっており、それを表現するものとして４ページに本計画（案）を取り巻く体系図を掲載しています。
45	13	就学前児童の教育・保育ニーズへの対応	第4章　施策の展開　基本目標1　個別目標1　幼稚園補助の目標値が実績値の半数担っている理由が不明です。説明が必要です。	減少の理由としては、アンケート結果等から認定こども園への移行を想定しているためです。基本目標１の個別目標１にその方向性を記載しています。

46	13	地域における子育て支援サービスの充実	基本目標2　個別目標１　「地域における子育て支援サービスの充実」の中の事業名に「道の駅における子育て支援」とあり、内容として「道の駅において、子育て中の親子が 自由に過ごせる場を提供します」とあります。「自由に過ごせる場の提供」ということであれば、地域の公園（野方三ツ池公園など）、スポーツセンター内、図書館内にも親子で自由に過ごせる場もあり、なぜ「道の駅」施設のみここに特化して入れ込むのか違和感があります。例えばこの場所に専門家を置き、相談事業を通じて子育て不安の解消、支援へのつなぎをするとか、子育てサークルの育成をしていくということであれば位置づけてもよいと考えますが、この事業内容で「子育て支援センター」と同列の項目に並べることは問題ですし、「地域における子育て支援サービスの充実」という目標とも適合していません。基本目標4の個別目標4にもハード整備として入れてありますが、それであれば目標2を削除するか、事業内容の変更を求めます。	道の駅整備事業は、平成28年3月の「日進市人口ビジョン・総合戦略」に位置付けられた施策であり、実現に向けて事業を推進しているものです。 また、子育て支援については、「日進市道の駅基本計画」において、重点的に取り組むべき地域課題として方向性が示されており、本計画（案）においても掲載したものです。
47	13	施策の体系図	基本目標4　タイトル「子どもの学びと育ちを親と共に促すまちづくり」となっていますが、個別目標1～4に並んでいる事業を総括するタイトルになっているのか疑問です。「親と共に」を特化せず「子どもの学びと育ちに地域全体で取り組む環境づくり」といった、より包括的なタイトルの方がよいのではないでしょうか。	基本目標４のタイトルは、子どもだけでなくその親と共に学び合う事が重要という主旨から、子ども施策推進委員会で議論の末、決定したものとなります。 また、意見のありました親がいない、親の養育が不適切な環境である子どもへの支援については、主に基本目標５に位置付けています。
48	13	子どもの権利を尊重する地域社会の形成	個別目標１　「子どもの権利を尊重する地域社会の形成」リード文の始めの一文が長すぎますので、大人と子どもの役割で分けて2文にしてはどうでしょうか。	ご指摘の点につきましては、わかりやすい文章に見直しをします。
49	13	子どもの権利侵害に関する対応	個別目標５　「子どもの権利侵害に関する対応」の中の事業として「子どもの権利擁護委員の配置」がありますが、活動件数0件が示すように、現在のしくみでは行政から独立した第3者的な立場で、子どもの権利擁護に動くことが難しいです。 子ども条例を制定しているまちとして、「もしもしニッシーダイヤル」の改善も合わせ、多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」のような取り組みをぜひ実施してほしいです。	当意見は本計画（案）に対する直接的な意見ではなく、施策の展開の検討にあたってのご意見となりますので、参考意見として伺います。
50	13	障害児、発達障害児等への支援	基本目標5　個別目標３「障害児、発達障害児等への支援」この目標を達成するためには、就学前からの一貫支援が必要であることは市も認識され連携強化もはかっていますが、機関同士、支援する人をつなぐツールとして「サポートブック」が必要です。保育園、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、放課後デイサービスなどでの情報共有があることで、より寄り添った支援が可能になります。ぜひ計画に入れていただきたい。	「サポートブック」については、基本目標2で記載しています 「子育てアプリ」の導入にあたり検討していきます。 なお、情報連携については、基本目標５の個別目標３の「障害者相談支援センター」のところで一貫したサポートについて記載しております。
51	13	教育の機会の均等	基本目標6　個別目標１　「教育の機会の均等」の事業のうち、「高等学校等修学 助成制度」はすでに実施していると認識していますが、新規事業でよいのでしょうか。	第一期子ども・子育て支援事業計画に掲載のない事業や制度の内容を変更した事業については新規事業としています。
52	14	全般	女性の就労状況を示すM字カーブについて直近数値が平成２７年度のものでした。この３年間で、保育料の無償化や、育児休業給付金の期間延長などが行われており、M字カーブの谷の部分は、実際にはもっと改善しているように思います。 今後の計画を検討すべき資料に、古い数字を用いると、保育施設、学童施設の予測に支障をきたすと思います。	計画作成にあたっては、国勢調査等の数値を用いており、平成２７年度が最新のものとなります。 なお、ニーズ量については、昨年度に実施しましたニーズ調査結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に従って算出した数値に、本市のこれまでの実績を加味して算出した数値となっています。

53	14	総合的な子どもの放課後対策の推進	学童保育所のニーズと提供数の資料について 北学区以外は、提供数とニーズがプラスマイナス０となっていますが、実際には梨の木、東では待機が出ています。特に東は多数の待機が発生しています。ニーズの想定が誤っています。そもそも、提供数とニーズがプラスマイナスゼロという資料に違和感があります。 ニーズの算定はどのように行っていますか。算出根拠を分かりやすく示していただきたいです。	放課後児童健全育成事業のニーズ量については、昨年度に実施しましたニーズ調査結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に従って算出した数値に、本市のこれまでの実績を加味して算出した数値になります。 なお、推計手順につきましては本計画（案）の第５章の「２教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計」のところに掲載しております。
54	14	総合的な子どもの放課後対策の推進	日進市は面積が小さい市であるので、放課後児童健全育成事業における子どもの保育施設は、市全体で必要数をカバーするような表現となっておりました。 しかしながら、学区の広さは、名古屋市等と比較するとかなり広い日進市において学区を越境して子どもを預けることは、親にとっても子にとっても、移動の負担が大きいと感じます。 越境ありきで、保育施設の確保を検討されるのであれば、合わせて移動手段の確保、行政からの提案をお願いします。	放課後児童健全育成事業については、全体の数値に加え学区別の予測も掲載しており、学区別の対応が基本と考えています。
55	14	総合的な子どもの放課後対策の推進	学童保育所の預かり時間について、夜の１９時までとなっています。 名古屋市、豊田市のベッドタウンとして、若い世帯の流入が増えているため、両市への通勤時間を考えると、名古屋、豊田よりも保育の必要時間は長くするべきと考えます。 預かり利用の延長をはかり、ワークライフバランスの取れる環境整備をお願いします。	当意見は本計画（案）に対する直接的な意見ではなく、施策の展開の検討にあたってのご意見となりますので、参考意見として伺います。
56	15	子どもや母親への健康支援	「こんにちは赤ちゃん訪問」の担当課が健康課になっているが、保健センター職員が責任をもって支援する体制が必要だと思う。行政職では対応が十分できるとは思えない。	基本目標３の個別目標１に掲載しています「こんにちは赤ちゃん訪問」のほか、必要に応じて専門職が訪問する新生児訪問を実施しています。
57	15	障害児、発達障害児等への支援	発達障害児への支援は専門職員が対応し、継続して支援されることが望ましい。保健センターが誕生から成人までの成長を見守り、支援していくことが必要。	本市は、障害者支援センターに専門職を配置し、保健センターから引き継いで、継続した支援を行っています。 なお、基本目標５に関連する事業を掲載しています。
58	15	幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び確保の状況	認可外保育施設での保育必要数の多さに驚く。どう対処するのか。公の責任として定員の拡大または新園設立が必要ではないか。	認可外保育施設も含め、保育ニーズに対応する計画となっています。
59	15	総合的な子どもの放課後対策の推進	子どもの放課後対策、どこの施設にも入れない児童に対しての緊急の手当が必要。転入も考えられるので余裕を持った受け入れ枠にしてほしい。東小で来年度多数の児童が入所できなくなると聞いている。どのように過不足人数を算出しているのか。	放課後児童健全育成事業のニーズ量については、昨年度に実施しましたニーズ調査結果をもとに、国が示した「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に従って算出した数値に、本市のこれまでの実績を加味して算出した数値になります。 なお、供給体制は、基本目標１の個別目標３に掲載しています。
60	15	安心な妊娠・出産への支援	出産費用は全額公費で出してほしい。	出産に係る一時金は、健康保険の制度ですので、本計画（案）には、市が実施している国民健康保険のみを掲載しています。
61	15	充実した学校生活を実現するための環境整備	「学生サポーターの配置」を良しとするのではなく、必要な人員は正規職員で対応してほしい。クラス担任ももちろん正規職員で。	学生サポーターは、正規職員に加えて配置するもので、教員の配置については、愛知県の所管となります。
62	15	子育てを支える都市環境の整備	ボール遊びができる公園、広場の設置を。 中学生、高校生の自転車通学が安全に行われるよう歩道の整備を。 また、中学生の自転車通学に対しての変更については、生徒・保護者の意見を聞いてほしい。	当意見は本計画（案）に対する直接的な意見ではなく、施策の展開の検討にあたってのご意見となりますので、ご意見として伺わせていただきます。

63	15	子育てを支える都市環境の整備	川や池などの整備をして、生き物にふれることのできる環境づくりをしてほしい。	当意見は本計画（案）に対する直接的な意見ではなく、施策の展開の検討にあたってのご意見となりますので、参考意見として伺います。
64	15	子育てを支える都市環境の整備	中・高・大学生や社会人が気軽に運動が楽しめる環境、無料施設を考えてほしい。	当意見は本計画（案）に対する直接的な意見ではなく、施策の展開の検討にあたってのご意見となりますので、参考意見として伺います。
65	15	子どもの権利を尊重する地域社会の形成	義務教育の中で「人権教育」が必須に行われることを望みます。	人権教育は実施しており、基本目標４の個別目標１の「人権啓発」として記載しています。
66	15	子どもや母親への健康支援	乳児家庭全戸訪問事業では、回数を増やして支援を手厚くしてほしい。母子で隔離されたような環境下での育児困難者へはとくに手厚く。	基本目標３の個別目標１に掲載しています「こんにちは赤ちゃん訪問」のほか、必要に応じて専門職が訪問する新生児訪問を実施しています。